

新潟県公安委員会規則第1号

組織改正に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

令和3年3月12日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

組織改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

	警 察 官					警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補(巡査部長を含む。)	巡 査	小 計		
警察本部	75	130	784	225	1,214	444	1,658
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	153	1,643	976	2,829	140	2,969
初任科生				128	128		128
合 計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第2条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正前表」という。)が存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																																															
(調査官等) 第48条 (略) 2 調査官等には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を充てる。 <u>ただし、航空隊長には、警視の階級にある警察官を充てる。</u> 3 (略)	(調査官等) 第48条 (略) 2 調査官等には、警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を充てる。 3 (略)																																															
別表第3 (第48条関係)	別表第3 (第48条関係)																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>職 名</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">装備施設課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設管理官</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動車整備工場長</td> <td>自動車整備工場に関する事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転免許センター</td> <td>免許高度化対策官</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課 名	職 名	職 務	(略)			装備施設課	(略)		施設管理官	(略)		自動車整備工場長	自動車整備工場に関する事務	(略)			運転免許センター	免許高度化対策官	(略)	(略)		(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>職 名</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">装備施設課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設管理官</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転免許センター</td> <td>免許企画官</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課 名	職 名	職 務	(略)			装備施設課	(略)		施設管理官	(略)	(略)			運転免許センター	免許企画官	(略)	(略)		(略)		
課 名	職 名	職 務																																														
(略)																																																
装備施設課	(略)																																															
	施設管理官	(略)																																														
	自動車整備工場長	自動車整備工場に関する事務																																														
(略)																																																
運転免許センター	免許高度化対策官	(略)																																														
	(略)																																															
(略)																																																
課 名	職 名	職 務																																														
(略)																																																
装備施設課	(略)																																															
	施設管理官	(略)																																														
(略)																																																
運転免許センター	免許企画官	(略)																																														
	(略)																																															
(略)																																																

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。